

うるま市きむたかホール清掃業務委託仕様書

1. 委 託 業 務 名 うるま市きむたかホール清掃業務委託
 2. 対 象 施 設 うるま市きむたかホール（うるま市勝連平安名3071番地）
 3. 履 行 期 間 令和7年4月1日から令和8年3月31日
 4. 見 積 内 訳 年間102回の作業費とその経費等（週2回程度の作業見込）
 5. 業 務 内 容
 - ①勤務日、勤務時間及び作業員は次のとおりとする。
 - （1）土曜日、日曜日、祝祭日を除き、平日勤務は午前8時から午後5時までの間で、イベント及び催事の前後どちらかで行うものとする。
 - （2）作業員数は清掃業務が履行できる範囲内で受注者が決定する。
 - ②清掃内容
 - 作業内容は、おおむね次のとおりとする。
 - （1）主な清掃業務
- ◎玄関、ホワイエ、階段、廊下、事務室、ホール、ステージ、楽屋、リハーサル室、ラウンジ、研修室、トイレ等
1. 床、階段の掃き掃除
 2. 屑入れ、汚物入れの処理
 3. 扉、壁、鏡、ガラス拭き
 4. 表示板、テーブル、椅子の清掃等
 5. シミの除去等
 6. 畳の雑巾がけ
 7. 便器、化粧台の洗浄
 8. トイレトペーパー、石鹼等の補充
 9. 建物周辺の清掃
- ◎その他
- ・ゴミは、市指定のゴミ袋の使用及び搬出方法を厳守してゴミ集積場所に整理する。（ゴミ袋は甲の負担とする）。
- （2）負担区分
- ・発注者負担：トイレトペーパー、ごみ袋、手洗い用石鹼、清掃に必要な水及

び電気等

- ・受注者負担：清掃作業に必要な清掃用具類、消耗品（ワックス、洗剤等）

6. 禁 止 事 項

一括下請けの禁止

7. 契約締結に関する特約事項

契約期間の途中において、消費税率の改定が行われた場合には、消費税率改定後の税率により計算するものとする。

8. その他

この仕様書に定めのない事項、又は疑義のある場合は、双方で協議を行うものとする。

9. この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約である。